

医療法人京都翔医会 西京都病院 デイケア

通所リハビリテーション事業所 運営規程 (2024. 12)

(事業所の名称等)

第1条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- 名称 医療法人京都翔医会 西京都病院デイケア
- 所在地 京都市西京区御陵溝浦町 28 番地の 8

(事業の目的)

第2条 医療法人京都翔医会が開設する西京都病院デイケア指定通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、介護福祉士（以下「医師等の従業者」という。）は要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者における心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条

- 事業所の医師等の従業者は、利用者における要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に通所リハビリテーションを行う。
- 事業所は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 事業の提供に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画（診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したもの。）に基づき、利用者における心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適正に行う。
- 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように助言又は説明を行う。
- 事業の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。
- 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 医療法人京都翔医会 西京都病院デイケア指定通所リハビリテーション事業所に勤務する職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- 管理者： 管理者は、事業所における従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、適切な事業の運営が行なわれるよう総括する。
- 理学療法士： 関節や筋肉等の運動機能向上、起き上がりや歩行等の基本動作能力向上のために運動療法を行います。また、痛みの軽減のための消炎鎮痛療法を行います。

- (3) 経験看護師等： 医師の指示のもと、バイタルの測定や褥瘡管理等を行います。また日常生活に必要な看護を行います。
- (4) 介護職員： 排泄や入浴の介助、作業・集団レクリエーションを行います。また看護職員と共に日常生活に必要な介護を行います。
- (5) 作業療法士： 手芸等による作業機能向上、更衣や入浴等の日常生活動作能力向上のために作業療法を行います。また、趣味等の楽しみながらの活動を援助します。

(営業日及び営業時間)

第5条 指定通所リハビリテーション事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から土曜日、祝祭日とする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時～午後5時30分までとする。

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は、次の通りとする。

- (1) 単位：通常規模1単位とする。
- (2) 利用定員：通常規模の定員は26名までとする。(介護予防の利用者を含む)

(通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定通所リハビリテーションの内容は、次の通りとする。

- (1) 医師の指示による理学療法士等の機能向上練習、日常生活動作練習等を行う。
- (2) 看護師や介護福祉士等による療養上の観察、援助、介護指導並びにレクリエーションのプログラムを作成し、実施する。

(通所リハビリテーション利用料及びその他の費用の額等)

第8条 指定通所リハビリテーション利用料及びその他の費用の額等は次の通りとする。

(1) 利用料

事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。法定代理受領分以外は介護報酬告示上の額とする。

(2) その他の費用

- おやつ代として1回100円とする。
- 食費として1回680円とする。
- レクリエーション等費用として材料代等、実費負担とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 京都市西京区全域及び南区, 右京区, 向日市の一部とする。

(緊急時・事故発生時等における対処方法)

第10条 サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をする。

- 1. 万が一何らかの事故等が起こった場合、適切な対応を行うとともに、利用者の保険者である市町村、利用者の家族等に連絡する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者のサービス利用中の私用外出等を一切禁止する。但し、緊急の場合はこの限りではない。

1. サービス利用者の酒類・菓子類・銃刀類等の持ち込みは禁止。また、飲酒・薬物の使用を事前に行つてのサービス利用も禁止する。
2. サービス利用中の利用者同志の金銭のやりとり、物々交換等を禁止する。
3. サービス利用中、暴力等の問題行動が頻回に見られ、他の利用者へ影響がある場合は利用中止を考へるものとする。

(非常災害対策)

第11条 職員は通所リハビリテーション実施中の利用者の緊急事態に際し、速やかに主治医に連絡をし、処理すると共に管理者へ内容を速やかに伝達し、今後の対応を検討する。

1. 職員は非常災害に備へるために随時、避難訓練を行ない、非常災害時の具体的な計画を立てると共に、避難場所や避難経路を確保する。

(虐待の防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待の防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

1. 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
2. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
3. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(就業環境の確保)

第16条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条

1. 居宅サービス事業は、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設けまた、業務体制を整備する。
2. 従業者は、就業中はもとより、退職後においても業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 事業所は、(通所リハビリテーション)に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人京都翔医会が定めるものとする。

この規程は、令和6年12月14日から施行する。